

# 令和3年度 沼津市行政組織の改正について

企 画 部  
政 策 企 画 課  
直 通 934-4798

令和3年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

## ■ 主な組織改正

令和3年度からスタートする「第5次沼津市総合計画」に基づき、諸施策を効果的に推進するため、行政組織の改正を行います。

### 1 スポーツを活用したまちづくりを推進するための体制整備

スポーツに係る施策を一体的に実施できる体制を構築し、スポーツを活用したまちづくりをさらに推進するため、スポーツ振興課を教育委員会から産業振興部に移管した上で、産業振興部のスポーツ交流推進課と統合し、「ウィズスポーツ課」を設置します。

### 2 商工・観光・農林・水産の各産業が連携した振興体制の強化

商工・観光・農林・水産の各産業が連携し、産業全般の振興を図るため、産業振興部の各部署の横断的な連携を図る組織として、商工振興課の課内室を格上げし、「産業戦略推進室」（部内室）を設置します。

### 3 学校教育を取り巻く新たな環境に対応するための体制整備

- (1) 教育現場における ICT 環境を有効に活用した学習の充実を図るため、学校教育課内に「情報教育推進室」（課内室）を設置します。
- (2) 学校給食費の公会計化に対応するため、学校教育課内に「学校給食室」（課内室）を設置します。

### 4 注力して取り組む事業のための体制整備

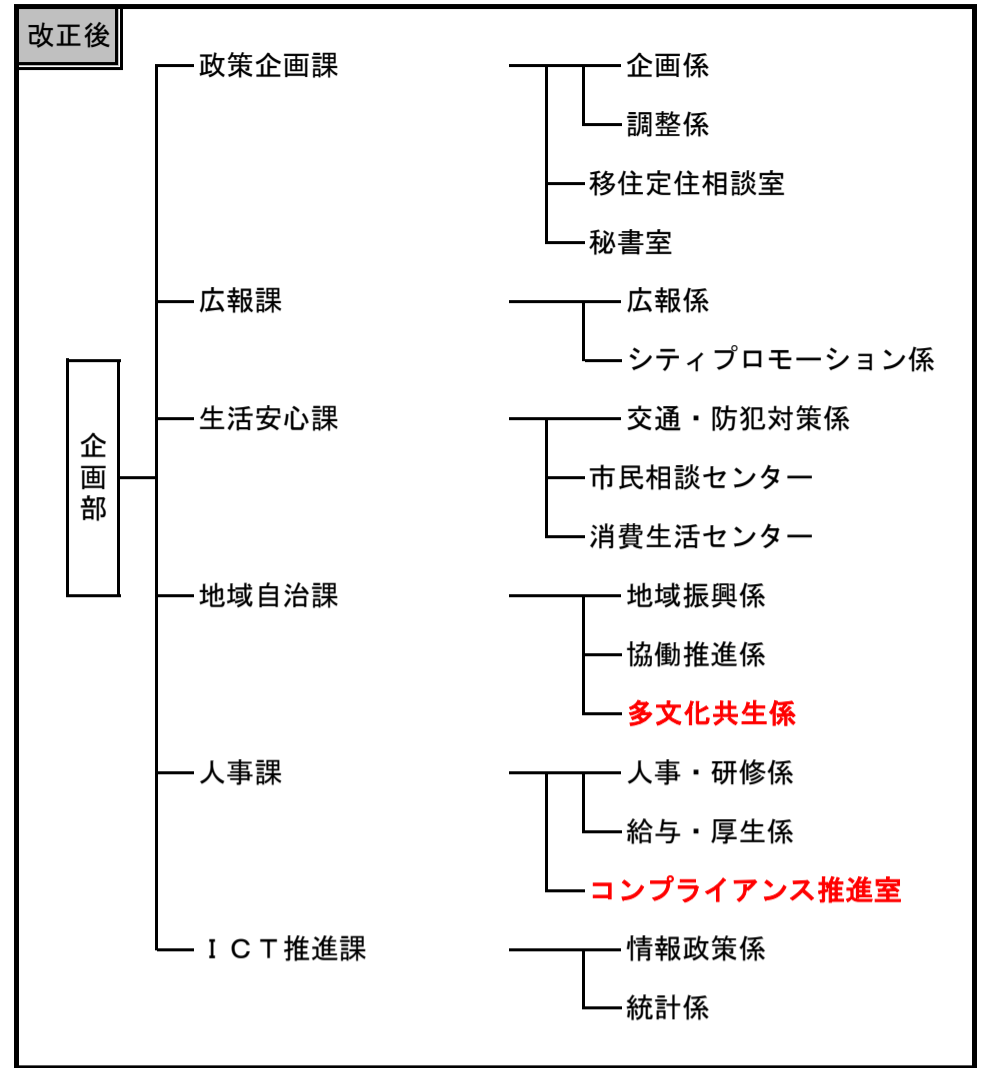
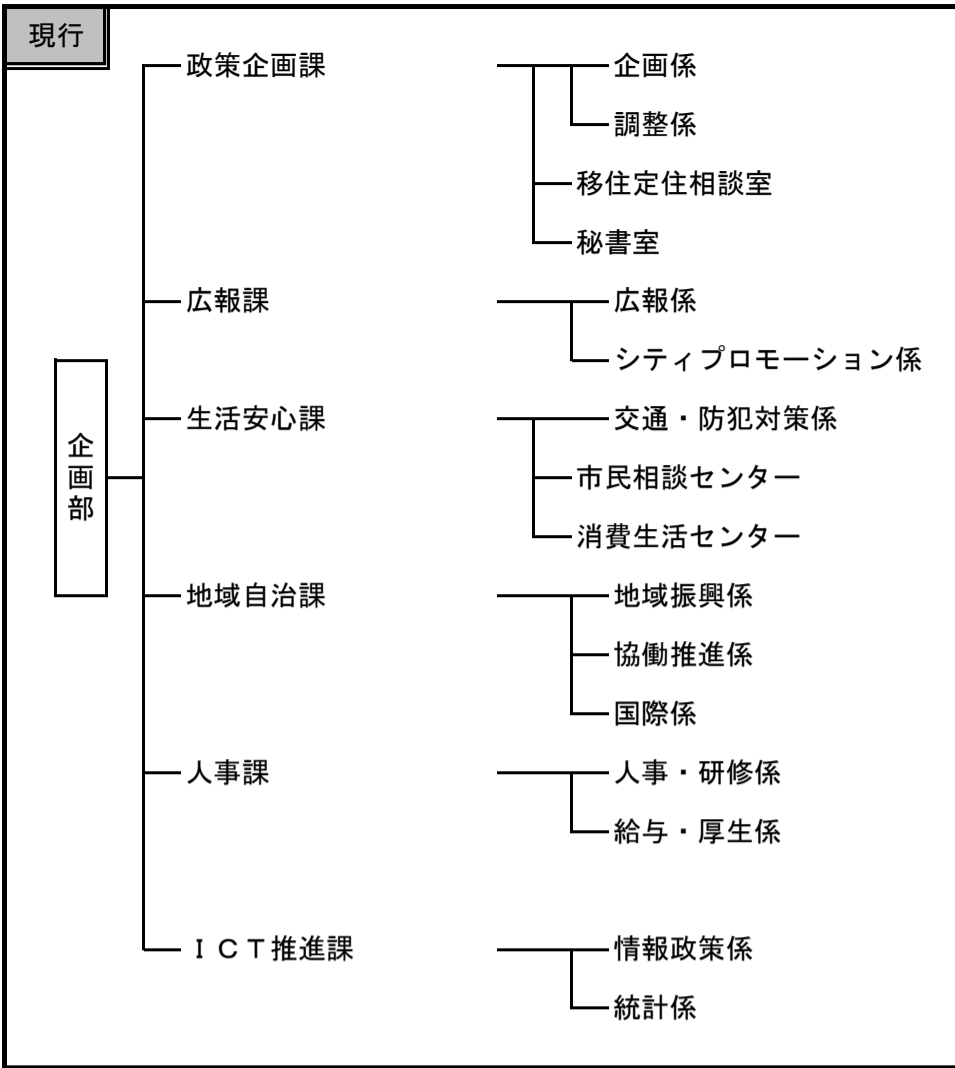
- (1) 国際交流事業に限らず、在住外国人支援を中心とした多文化共生への取り組みを実施する組織として位置づけるため、地域自治課の「国際係」を「多文化共生係」に名称変更します。
- (2) 職員のコンプライアンス及び倫理観の保持を推進し、職務遂行の公正性の確保及び不祥事の再発防止を徹底するため、人事課内に「コンプライアンス推進室」（課内室）を設置します。
- (3) 障害者に対する総合的な支援体制を構築するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害福祉課内に「障害者基幹相談支援センター」（課内室）を設置します。
- (4) 空き家に係る指導、活用等の業務の一元化を図るため、まちづくり政策課の「住宅政策係」を廃止し、同系の住宅政策に係る事務をまちづくり指導課に移管し、同課に「空き家対策係」を設置します。

## 令和3年度 沼津市行政組織の改正

(令和3年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…（点線）で明らかにし、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ④ 改正する部署については、赤字で表記する。

企画部



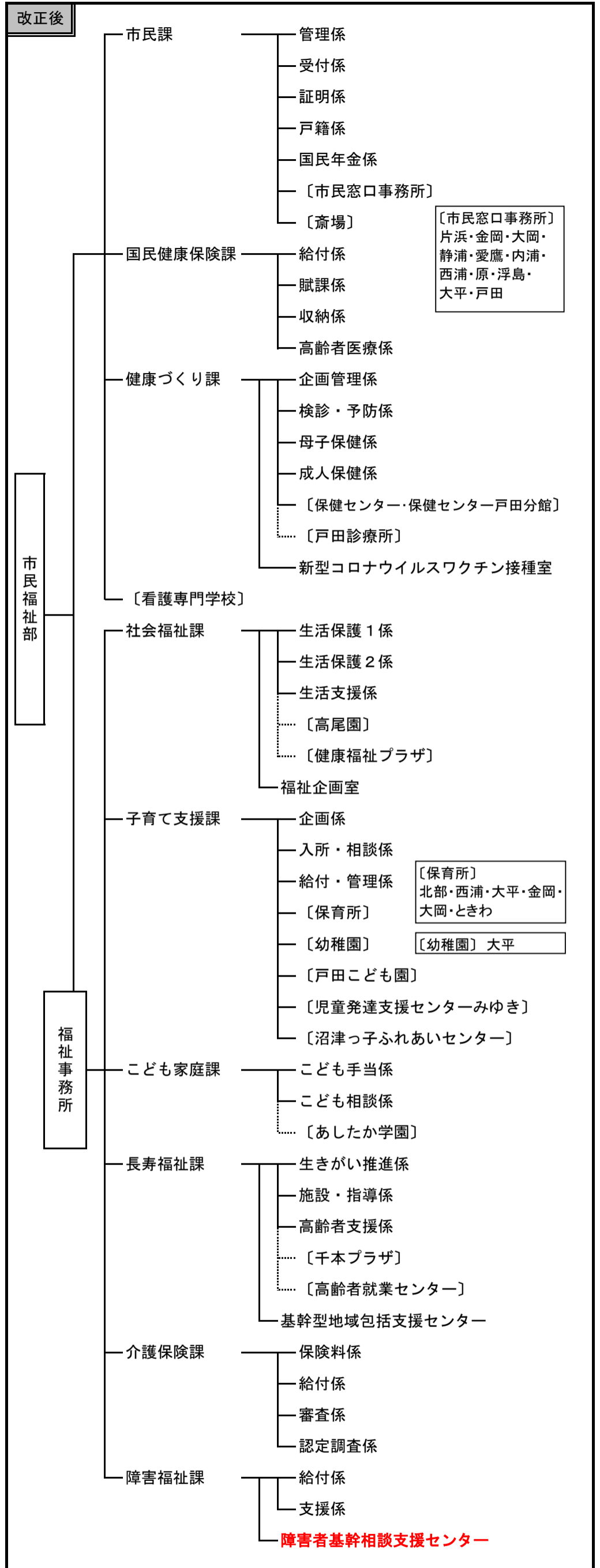
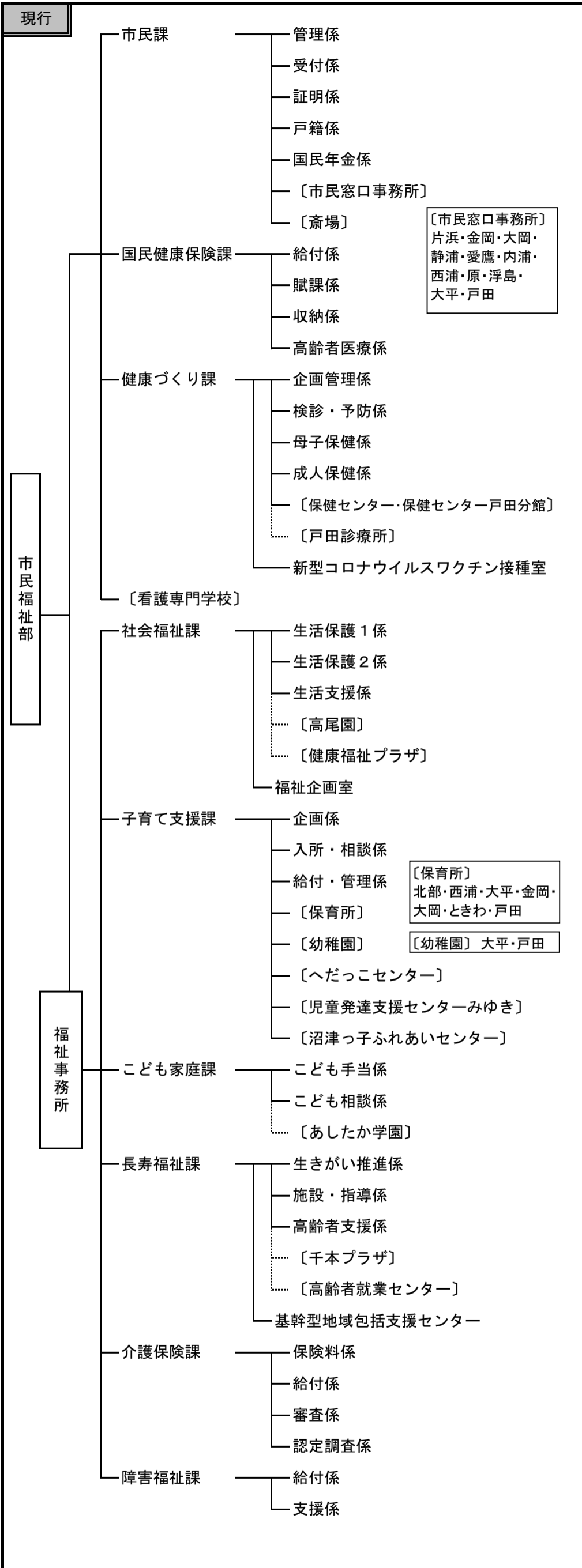
●地域自治課

国際交流事業に限らず、在住外国人支援を中心とした多文化共生への取り組みを実施する組織として位置づけるため、**地域自治課の「国際係」を「多文化共生係」に名称変更**をする。

●人事課

職員のコンプライアンス及び倫理観の保持を推進し、職務遂行の公正性の確保及び不祥事の再発防止を徹底するため、人事課内に「**コンプライアンス推進室**」(課内室)を設置する。

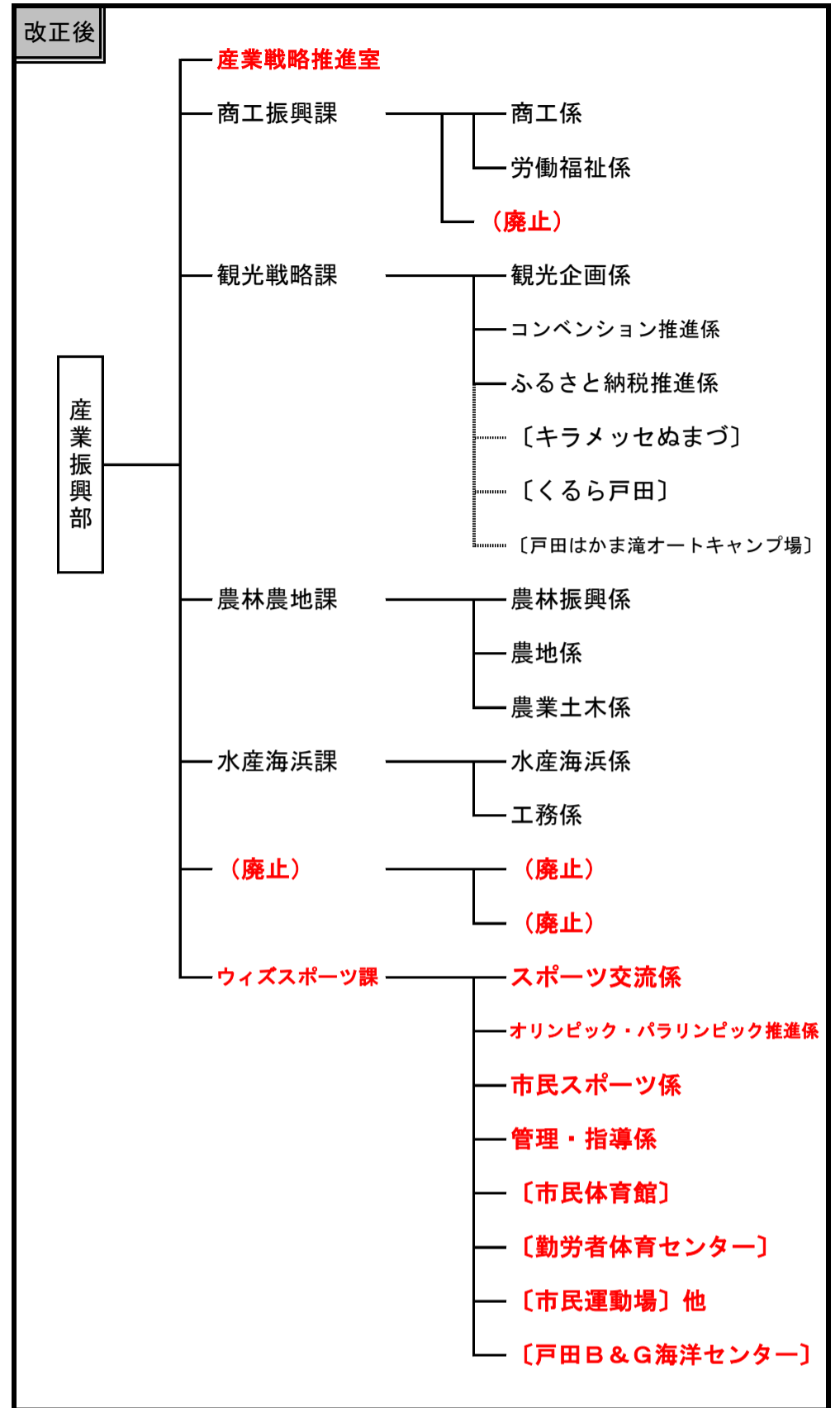
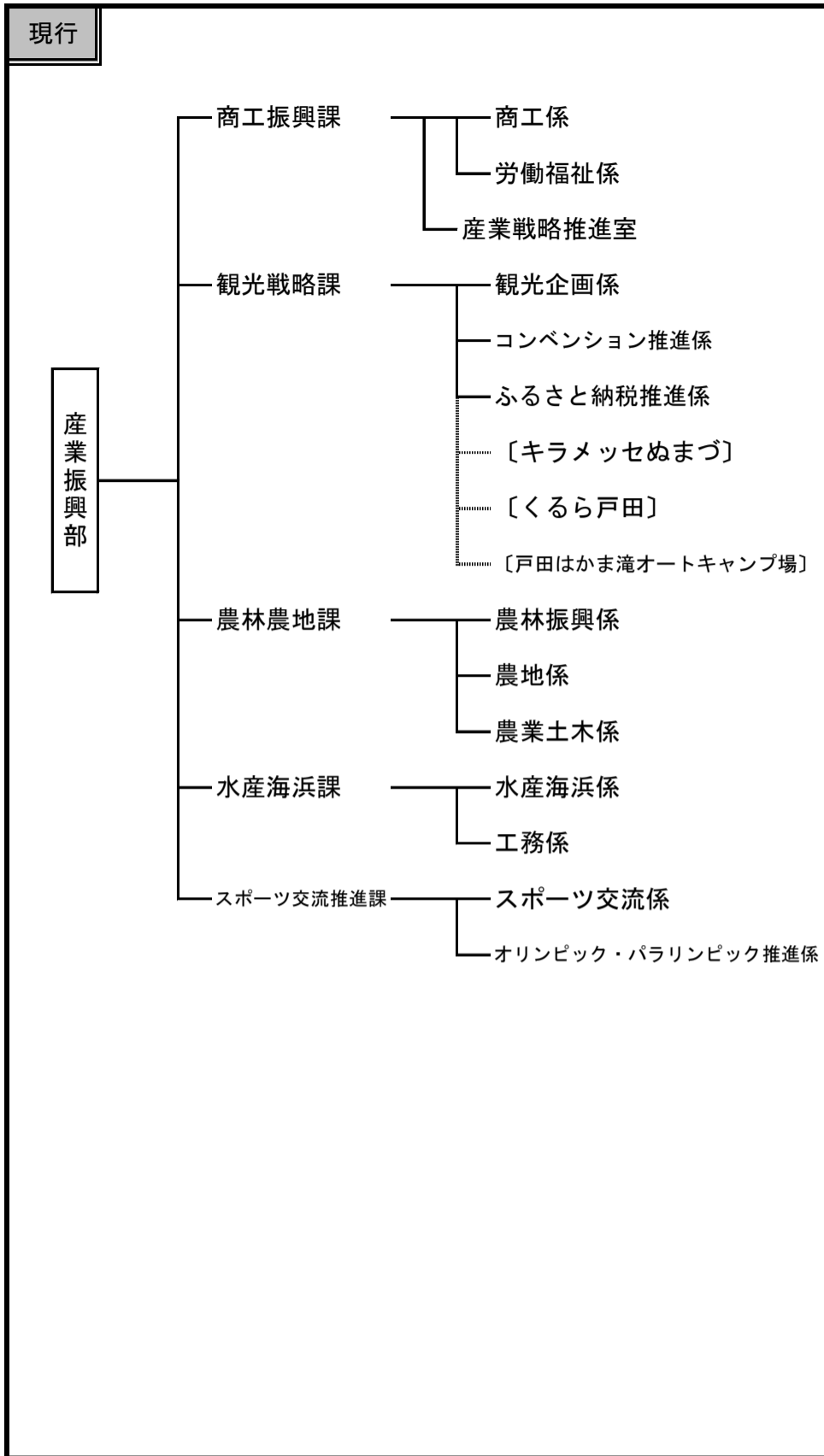
市民福祉部



●障害福祉課

障害者に対する総合的な支援体制を構築するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害福祉課内に「障害者基幹相談支援センター」(課内室)を設置する。

産業振興部



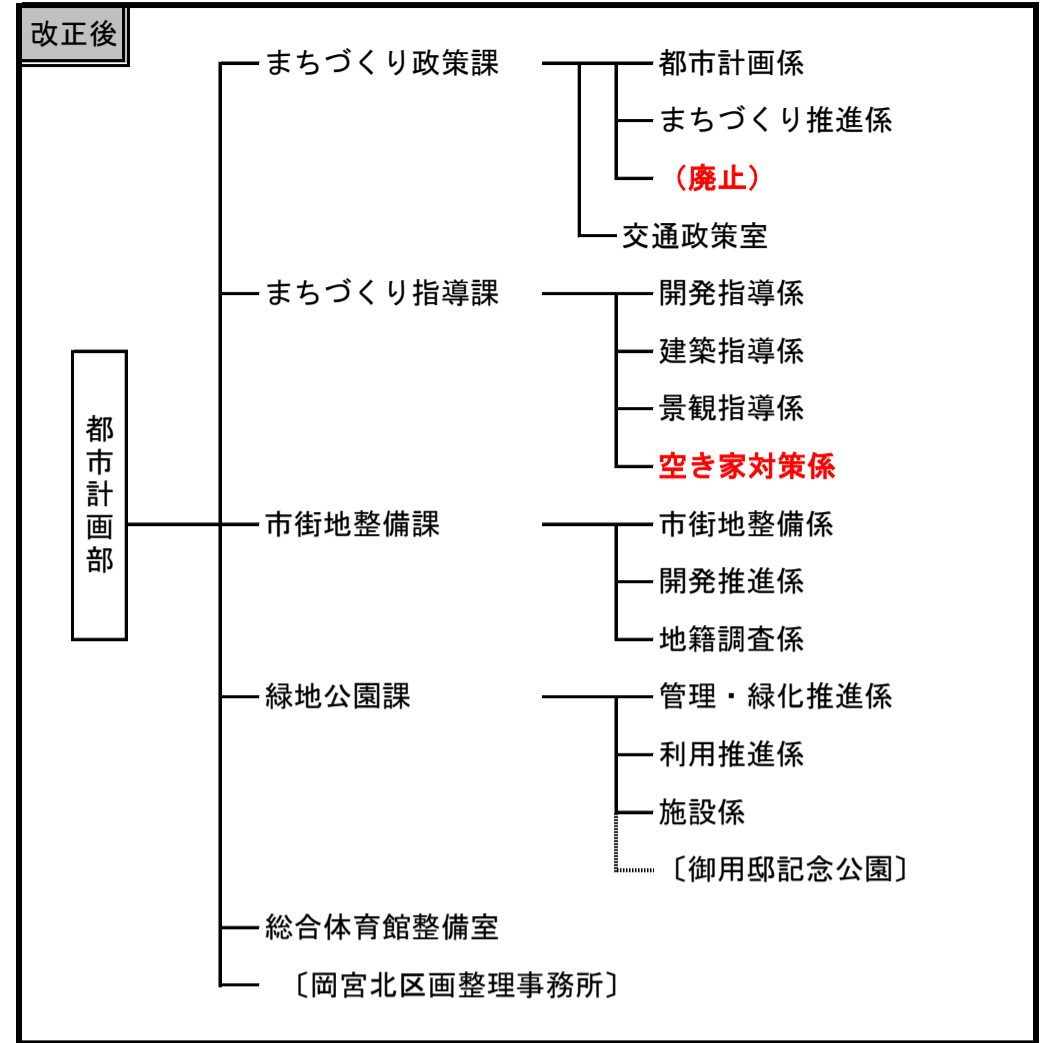
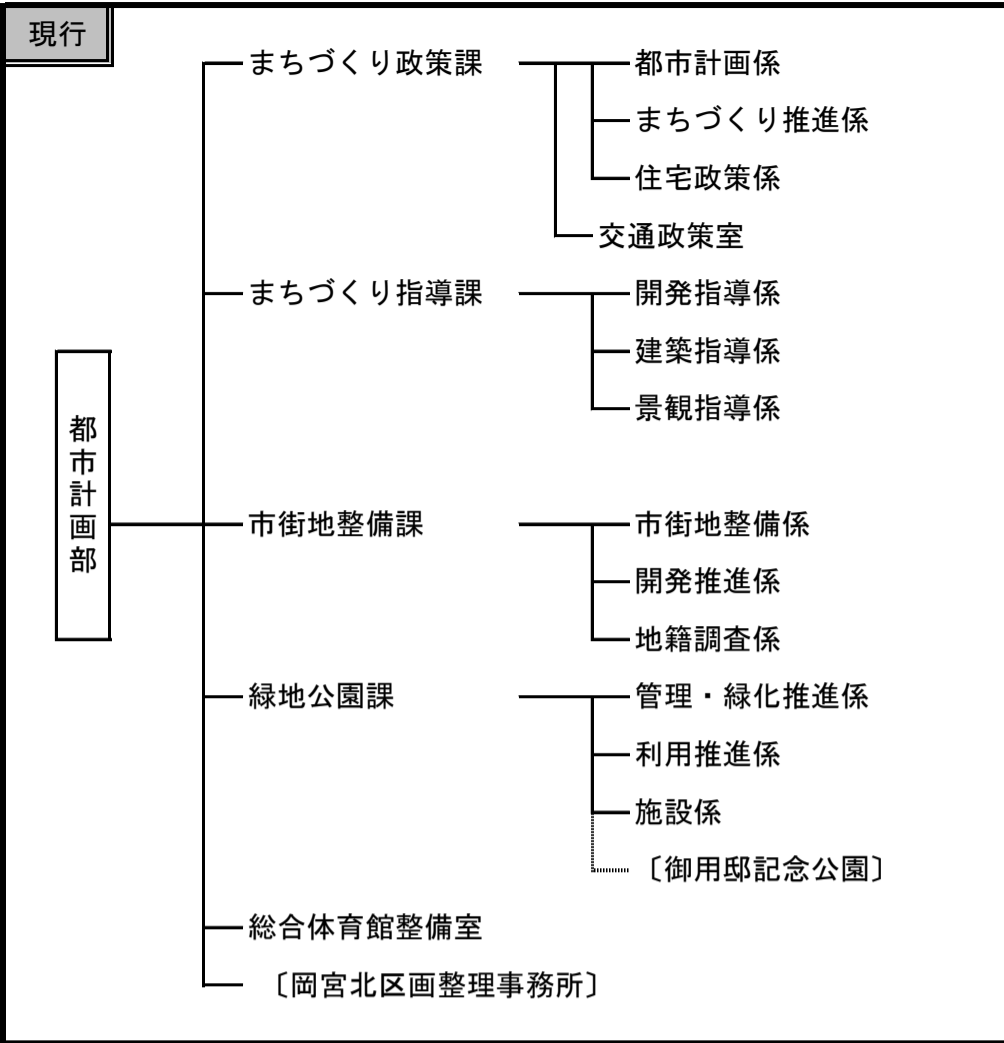
●産業戦略推進室

商工・観光・農林・水産の各産業が連携し、産業全般の振興を図るため、産業振興部の各部署の横断的な連携を図る組織として、商工振興課の課内室を格上げし、「産業戦略推進室」(部内室)を設置する。

●ウィズスポーツ課

スポーツに係る施策を一体的に実施できる体制を構築し、スポーツを活用したまちづくりをさらに推進するため、スポーツ振興課を教育委員会から産業振興部に移管した上で、産業振興部のスポーツ交流推進課と統合し、「ウィズスポーツ課」を設置する。また、スポーツ振興課の振興指導係を名称変更した「市民スポーツ係」並びに同課の管理係及び指導係を統合した「管理・指導係」を設置する。また、これに併せ、スポーツ振興課の所管している各施設を産業振興部に移管する。

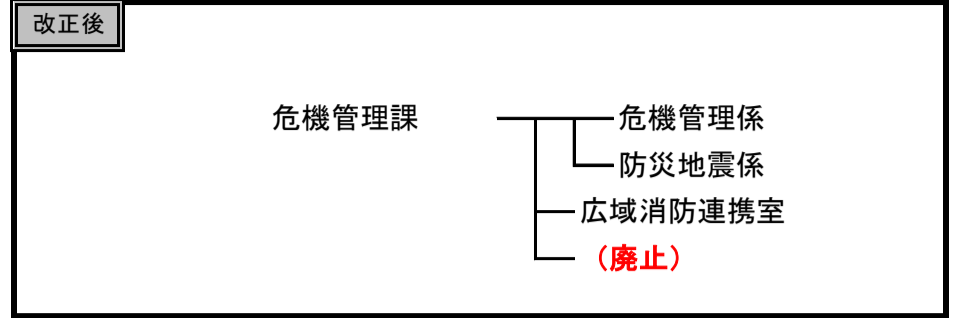
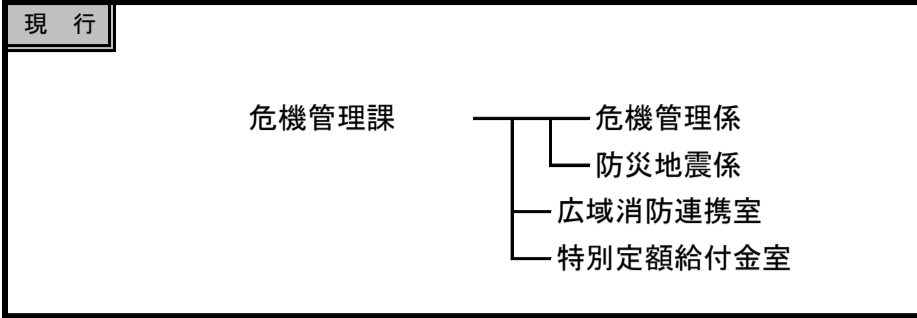
# 都市計画部



**●まちづくり政策課・まちづくり指導課**

空き家に係る指導、活用等の業務の一元化を図るため、まちづくり政策課の「住宅政策係」を廃止し、同係の住宅政策に係る事務をまちづくり指導課に移管し、同課に「空き家対策係」を設置する。

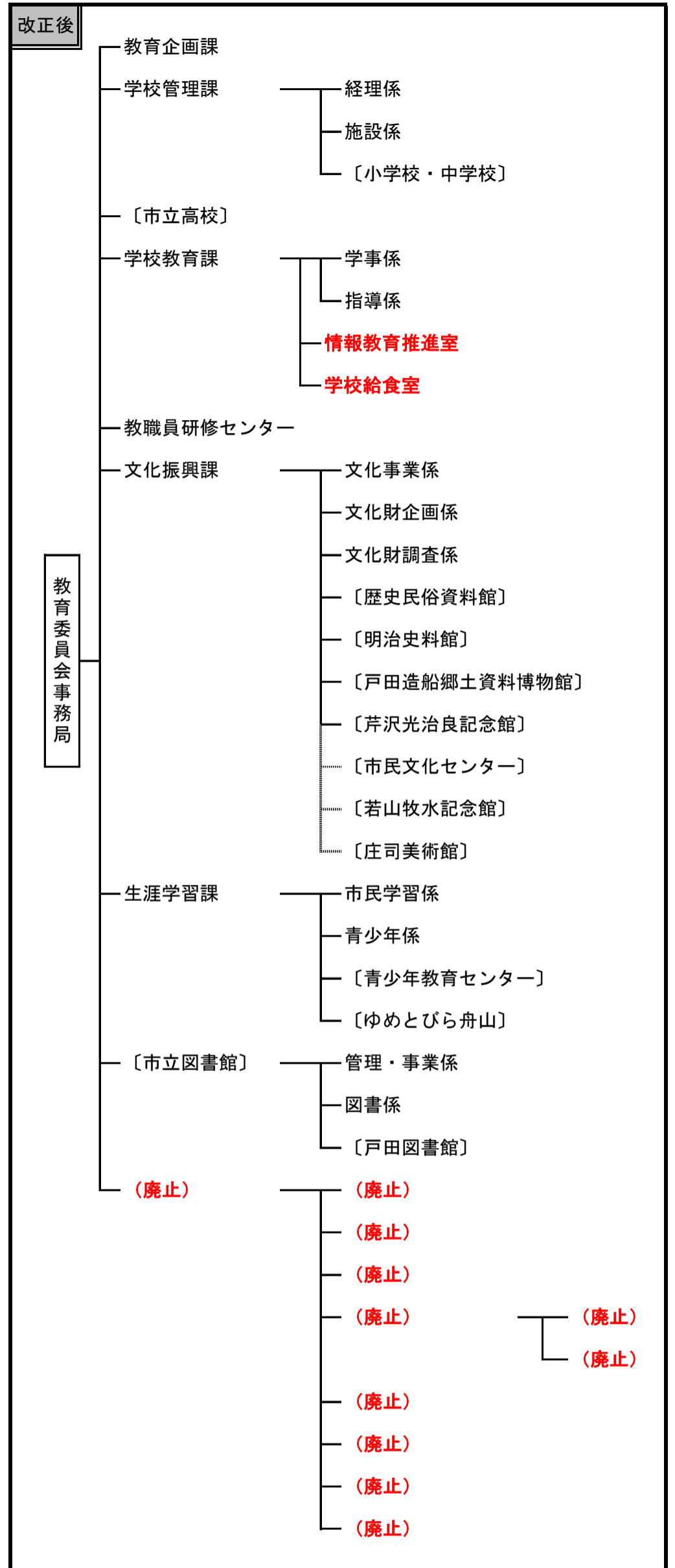
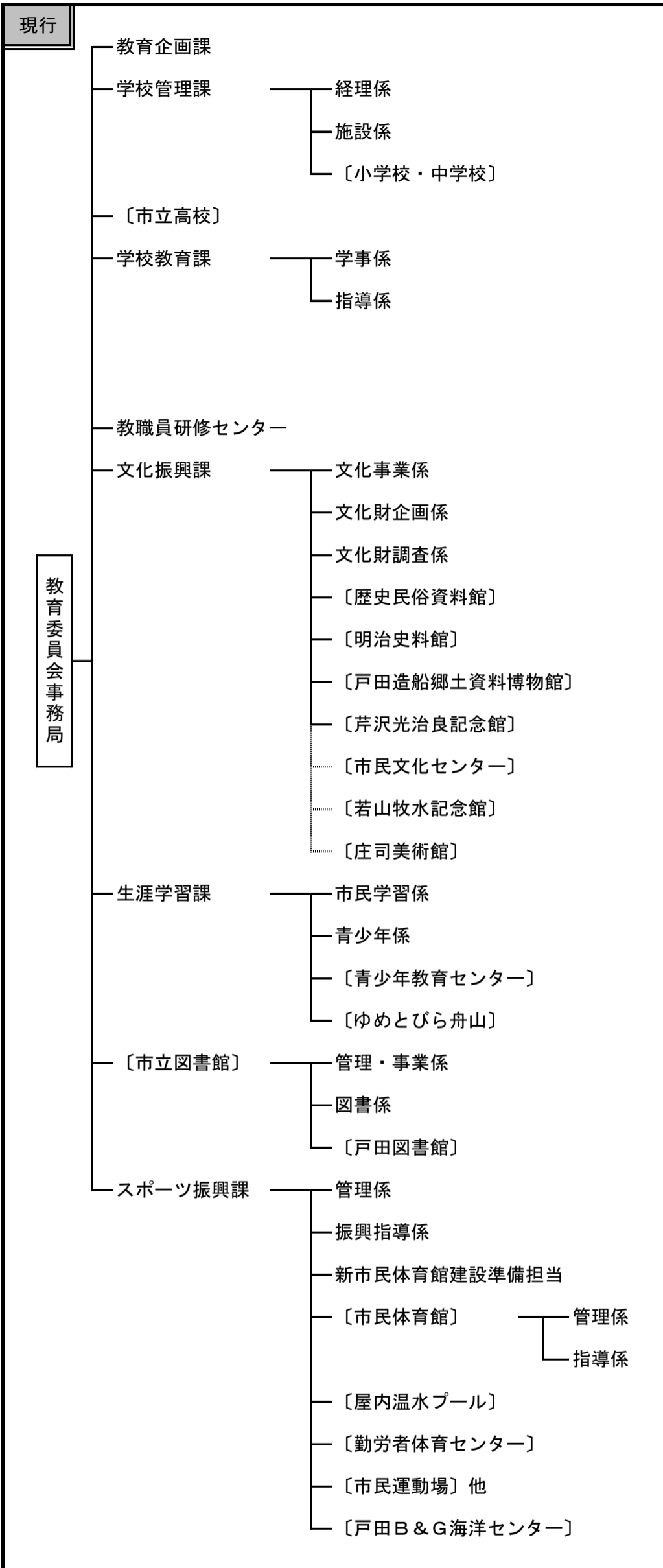
(危機管理課)



●**危機管理課**  
特別定額給付金事務の終了により、危機管理課の「特別定額給付金室」を廃止する。



教育委員会事務局



●学校教育課

教育現場におけるICT環境を有効に活用した学習の充実を図るため、学校教育課内に「情報教育推進室」(課内室)を設置する。学校給食費の公会計化に対応するため、学校教育課内に「学校給食室」(課内室)を設置する。

●スポーツ振興課

スポーツに係る施策を一体的に実施できる体制を構築し、スポーツを活用したまちづくりをさらに推進するため、スポーツ振興課を教育委員会から産業振興部に移管した上で、産業振興部のスポーツ交流推進課と統合し、「ウィズスポーツ課」を設置する。また、スポーツ振興課の振興指導係を名称変更した「市民スポーツ係」並びに同課の管理係及び指導係を統合した「管理・指導係」を設置する。これに併せ、スポーツ振興課の所管している各施設を産業振興部に移管する。

また、総合体育館の建設の進捗に伴い、スポーツ振興課の「新市民体育館建設準備担当」を廃止する。